

## 社会福祉法人尚和会 評議員・役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚和会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

### (報酬)

第3条 非常勤の役員等が理事会、評議員会へ出席したときは、次のとおり日当を支給する。

(1) 理事・監事

出席1回につき 2,000円

(2) 評議員

出席1回につき 2,000円

### (交通費)

第4条 理事会、評議員会へ出席したときの交通費は下記の区分に応じて支払う。

(1) 大阪府内在住者 支給しない

(2) 大阪府外在住者 一律3,000円

なお、特殊な事情等がある場合は、その都度評議員会の決議により上記の規定にかかわらず支給することができるものとする。

### (費用弁償)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

### (附則)

この規定は、平成29年6月24日より施行する。